

# TaxFlash



## 2016年度個人所得税申告書提出期限の延長

2016年度個人所得税申告書の提出期限(2017年3月31日)が迫るなか、国税総局長は当該期限を2017年4月21日まで延長する国税総局長令 No.KEP-87/PJ/2017を公布しました。当該令に基づき、当該延長期間中に提出される納税申告書に対して過料は課されません。ただし、納税額の不足部分は依然として2017年3月31日までに納付されなければならず、そうでない場合は延滞税が課されます。

## タックス・アムネ스티年度報告書

国税総局長は、プレス・リリース2017年第12号及び2017年3月29日付けの国税総局長規則 No.PER-03/PJ/2017(以下、「国税総局長規則第3号」)を通じて、タックス・アムネ스티年度報告書に関するさらなる規定を通達しました。

### 年度報告書のフォーマット

年度報告書は以下のフォーマットに従って提出しなければなりません。

- 税務署に直接提出する場合: ハードコピー及びソフトコピー(例えば、CD またはフラッシュドライブ)
- 特定チャンネル(将来的な技術革新に基づくもので、現状ではまだ利用できないチャンネル)を通じて提出する場合: 電子文書

また、国税総局長規則第3号では、年度報告書のテンプレートの改訂が規定されています。当該規則発効以前に年度報告書を既に提出した納税者も含め、すべての納税者は、当該規則発効後の最初の報告年度において、この新たなテンプレートを使用しなければなりません。

## 資産情報の基準日(カットオフ・デート)

年度報告書に含まれる資産情報は、年度報告書提出前の直近の会計年度末日時点の情報です。つまり、年度報告書の提出日が2018年3月31日である場合、納税者の会計年度が暦年(1月から12月)であれば、資産情報は2017年12月31日現在の情報となります。

ただし、最初の年度報告書では3年間の制限期間(すなわち、オフショア資産送還の場合はオフショア資産送還日からの3年間、および/またはオンショア資産申告の場合はタックス・アムネ스티承認書(Surat Keterangan Pengampunan Pajak、以下「SKPP」)の日付からの3年間)の末日現在の情報を開示しなければなりません。

国税総局長規則第3号では、報告期間の一例が以下の通りに示されています。

オンショア資産の申告	1回目の報告期間	2回目の報告期間	3回目の報告期間	4回目の報告期間
SKPP発行日が 2016年10月10日	2016年10月10日 – 2017年12月31日 (14ヶ月)	2018年1月1日 – 2018年12月31日 (12ヶ月)	2019年1月1日 – 2019年10月9日 (10ヶ月)	
SKPP発行日が 2017年4月10日	2017年4月10日 – 2017年12月31日 (9ヶ月)	2018年1月1日 – 2018年12月31日 (12ヶ月)	2019年1月1日 – 2019年12月31日 (12ヶ月)	2020年1月1日 – 2020年4月9日 (4ヶ月)

オフショア資産の送還	1回目の報告期間	2回目の報告期間	3回目の報告期間	4回目の報告期間
送還期限日が 2016年12月31日	2016年12月31日 – 2017年12月31日 (12ヶ月)	2018年1月1日 – 2018年12月31日 (12ヶ月)	2019年1月1日 – 2019年12月31日 (12ヶ月)	
送還期限日が 2017年3月31日	2017年3月31日 – 2017年12月31日 (9ヶ月)	2018年1月1日 – 2018年12月31日 (12ヶ月)	2019年1月1日 – 2019年12月31日 (12ヶ月)	2020年1月1日 – 2020年3月30日 (3ヶ月)

## 提出期限

納税者は以下の期限日までに年度報告書を提出しなければなりません。

- 最初の年度報告書の提出期限日は、2017年度年次所得税申告書(AITR)提出期限に従い、個人納税者の場合は2018年3月31日、並びに会計年度が暦年(1月から12月)の法人納税者の場合は2018年4月30日である。
- 以降の年度報告書の提出期限日は、同様に以降の年次所得税申告書の提出期限に従うこととする。

従来の規定通り、当該期限日を厳守できなかった場合、税務署が警告書を発行することになり、納税者は警告書の日付から14営業日以内に年度報告書を提出しなければなりません。14営業日以内に提出がなされない場合は、以下の措置が取られます。

- タックス・アムネ스티資産申告書(Surat Pernyataan Harta untuk Pengampunan Pajak、以下「SPHPP」)にて申告された純資産が2016会計年度の追加所得としてみなされ、所得税(法人の場合は法人税)の課税対象となり、さらに過料が月2%の徴収率で、2017年1月1日から起算して税務査定書が発行されるまでの期間(最大で24ヶ月間)において徴収される。これに加え、
- 以前に納付されたRedemption Money(租税特赦納付金)は、追徴課税額と相殺される。

さらに、国税総局長規則第3号では、納税者が以下のいずれかの事項を規定通り実施しなかった場合、税務署が納税者に対し税務調査を行うことができると規定されています。

- 申告されたオフショア資産を期日までに送還し、インドネシア国内で指定された形態で投資を行うこと、および/またはオフショア資産を指定された期間においてインドネシア国内で保持すること、
- 上記(a)に関連する警告書に対し回答すること、または
- 警告書にて指定された期日までに年度報告書を提出すること

この税務調査は、SPHPPで申告された純資産を2016会計年度の追加所得としてみなすことを目的に、税務査定を行うための手段となるものと考えられます。

## 不動産投資ファンドにかかる税金のアップデート

不動産投資ファンド形態の特定の集合投資契約 (*Kontrak Investasi Kolektif – Dana Investasi Real Estate*、以下「KIK-DIRE」) を対象とする所得税に関する政府規則2016年第40号の規定では、KIK-DIREまたは特定目的会社 (SPC) への不動産資産の譲渡により受け取った又は取得した所得は、譲渡された不動産の総資産価値に対する0.5%の最終課税/源泉分離課税 (final tax) の課税対象となります。

2017年3月6日、財務大臣は、このfinal taxの納付及び報告手続 (土地・建物譲渡時の一般手続に類似する) に対するさらなる規定を設けるために、財務大臣規則 No.37/PMK.03/2017 (以下、「財務大臣規則第37号」) を公布しました。

財務大臣規則第37号の公布により、KIK-DIREにかかる所得税及び付加価値税 (VAT) について規定した従来の財務大臣規則 No.200/PMK.03/2015 (財務大臣規則2015年第200号) における矛盾する条項が廃止されます。

KIK-DIREに関するVATの処理には変更はなく、依然として財務大臣規則2015年第200号の規定に基づきます。つまり、KIK-DIREは、VAT暫定還付申請の資格を有する、低リスクのVAT課税対象事業者であるとみなされます。

この特別税率を適用する納税者は、0.5%のfinal tax納付証明のほかに、以下に示す全ての根拠文書をfinal tax申告書に添付しなければなりません (以下の全ての根拠文書は、低リスクVAT課税対象事業者認定申請時に提出する文書と同様)。

- a. 金融サービス庁 (*Otoritas Jasa Keuangan*、以下「OJK」) が発行するKIK DIREの登録通知書のコピー、
- b. 納税者がKIK DIREスキーム下の特定目的会社である旨を説明する、OJK発行の証明書、及び
- c. 特定目的会社がKIK DIREスキームのみを目的として設立された旨を記載する、印紙税課税対象書類

## 租税情報交換に関する規定のアップデート

租税情報交換メカニズムの発展に伴い、インドネシアが遵守を表明した新たな国際的合意における租税情報交換条項を施行するために、インドネシア財務大臣は2017年3月6日、国際合意に基づく租税情報交換手続に関する財務大臣規則 No.39/PMK.03/2017 (以下、「財務大臣規則第39号」) を公布しました。当該規則の公布により、既存の規則 (即ち、[財務大臣規則 No.60/PMK.03/2014 \(財務大臣規則2014年第60号\)](#)、並びにこれを改正する後続規則としての[財務大臣規則 No.125/PMK.010/2015 \(財務大臣規則2015年第125号\)](#) 及び [金融サービス庁長官規則 No.25/POJK.03/2015 \(金融サービス庁長官規則2015年第25号\)](#)) は整理され、単一の規則に統合されます。

租税情報交換の主要な手続は、財務大臣規則2014年第60号及び2015年第125号で規定される手続から変更はありません。財務大臣規則第39号におけるその他の主な変更内容は以下の通りです。

- a. 年間ベースで実施される自動情報交換メカニズムを通じた交換対象の文書に、国別報告書 (CbCR) が新たに含まれる。これは、インドネシアが2017年1月26日に調印した、国別報告書に関する多国間主管当局間合意に沿ったものである。
- b. 租税情報交換は、租税回避、脱税または租税条約の濫用を防止することに加えて、今後は税務規定遵守に関する情報収集の手段としての活用が想定されている。
- c. インドネシア財務大臣は、インドネシア国内における租税情報交換を管轄する主管当局 (Competent Authority) の任命を行う予定である。
- d. インドネシア国税総局長は、税務情報の根拠として、租税情報交換メカニズムを通じて交換された税務関連データ及び情報を利用する予定である。

また、財務大臣規則第39号では、金融機関における外国顧客の金融口座に対する租税情報交換手続を一本化することを目的として、金融サービス庁長官規則2015年第25号に基づく複数の条項が取り入れられています。同様に、財務大臣規則第39号では、金融サービス庁長官規則2015年第25号で規定される金融機関、外国事業体および外国顧客の定義を採用しています。金融サービス庁長官規則2015年第25号で規定される通り、金融機関は外国顧客に関する必要情報を特定し、それを国税総局長に直接提出、または金融サービス庁長官を通じて提出しなければなりません。

具体的な情報交換手続、主管当局間協議、インドネシア国外での税務調査、並びに国内外同時税務調査に関する実施細則は、別個の国税総局長規則にて規定される予定です。

## ソフトウェア及び繊維産業における適格企業を対象とした第21条所得税優遇措置に関するアップデート

2017年3月13日、財務大臣は、適格とみなされるソフトウェアおよび/または繊維産業における従業員を対象とした、第21条所得税優遇措置に関する政府規則2016年第41号の実施細則である、財務大臣規則 No.40/PMK.03/2017(以下、「財務大臣規則第40号」)を公布しました。

政府規則2016年第41号では、年間の見積課税所得が5000万ルピア以下の従業員には、第21条所得税の特別最終課税率2.5%が適用されることが規定されています。実際の年間課税所得が5000万ルピアを超える場合、超過部分にはその年の12月までを上限として、15%の最終課税率が適用されます。当該優遇措置は2016年7月から2017年12月まで適用されます。

財務大臣規則第40号における主な変更点は以下の通りです。

- 適格とみなされるソフトウェアおよび/または繊維産業は、インドネシアの産業分類コードに基づく、財務大臣規則第40号の付録に記載された産業を指す。これらの産業は、特定要件を満たす場合、第21条所得税優遇措置の適用資格を有する。
- 当該優遇措置は2016年下半年から適用されるため、2016年1月から6月までの通常税率による第21条所得税額は年間税額に換算される。
- 依然として通常税率に基づき計算される、2016年7月から2017年3月までの第21条所得税額は、特別税率に基づいて再計算される。納税額の内、過大納付された部分は、次年度の課税期間にて相殺される。
- 2016年7月から2017年1月までの期間の第21条所得税申告書とともに提出すべき従業員リストのテンプレートは、財務大臣規則第40号にて指定される。

上記のインドネシア税務アップデートに関してご質問等ございましたら、下記の担当者までお問い合わせください。

### Your PwC Indonesia contacts:

**Abdullah Azis**  
abdullah.azis@id.pwc.com

**Adi Poernomo**  
adi.poernomo@id.pwc.com

**Adi Pratikto**  
adi.pratikto@id.pwc.com

**Alexander Lukito**  
alexander.lukito@id.pwc.com

**Ali Widodo**  
ali.widodo@id.pwc.com

**Andrias Hendrik**  
andrias.hendrik@id.pwc.com

**Anton Manik**  
anton.a.manik@id.pwc.com

**Antonius Sanyojaya**  
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

**Ay Tjhing Phan**  
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

**Brian Arnold**  
brian.arnold@id.pwc.com

**Dany Karim**  
dany.karim@id.pwc.com

**Deny Unardi**  
deny.unardi@id.pwc.com

**Engeline Siagian**  
engeline.siagian@id.pwc.com

**Enna Budiman**  
enna.budiman@id.pwc.com

**Gadis Nurhidayah**  
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

**Gerardus Mahendra**  
gerardus.mahendra@id.pwc.com

**Hanna Nggelan**  
hanna.nggelan@id.pwc.com

**Hasan Chandra**  
hasan.chandra@id.pwc.com

**Hendra Lie**  
hendra.lie@id.pwc.com

**Hyang Augustiana**  
hyang.augustiana@id.pwc.com

**Laksmi Djuwita**  
laksmi.djuwita@id.pwc.com

**Lukman Budiman**  
lukman.budiman@id.pwc.com

**Mardianto**  
mardianto.mardianto@id.pwc.com

**Margie Margaret**  
margie.margaret@id.pwc.com

**Otto Sumaryoto**  
otto.sumaryoto@id.pwc.com

**Parluhutan Simbolon**  
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

**Peter Hohtoulas**  
peter.hohtoulas@id.pwc.com

**Runi Tusita**  
runi.tusita@id.pwc.com

**Ryosuke R Seto**  
ryosuke.r.seto@id.pwc.com

**Ryuji Sugawara**  
ryuji.sugawara@id.pwc.com

**Soeryo Adjie**  
soeryo.adjie@id.pwc.com

**Sutrisno Ali**  
sutrisno.ali@id.pwc.com

**Suyanti Halim**  
suyanti.halim@id.pwc.com

**Tim Watson**  
tim.robert.watson@id.pwc.com

**Tjen She Siung**  
tjen.she.siung@id.pwc.com

**Turino Suyatman**  
turino.suyatman@id.pwc.com

**Yessy Anggraini**  
yessy.anggraini@id.pwc.com

**Yuliana Kurniadjaja**  
yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

**Yunita Wahadaniah**  
yunita.wahadaniah@id.pwc.com


[www.pwc.com/id](http://www.pwc.com/id)

 [PwC Indonesia](https://www.linkedin.com/company/pwc-indonesia)

 [@PwC\\_Indonesia](https://twitter.com/PwC_Indonesia)

 [@pwcindonesia](https://www.facebook.com/pwcindonesia)

 [PwC Indonesia](https://www.youtube.com/PwCIndonesia)

 [pwc\\_indonesia](https://www.instagram.com/pwc_indonesia)

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to [contact.us@id.pwc.com](mailto:contact.us@id.pwc.com)

**DISCLAIMER:** This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2017 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.